

いじめ防止対策のための 早期発見・早期対応ハンドブック

いじめ早期発見のためのチェックリスト例(教職員用) 複写可

●いじめのサインを見逃さないために、先生の学級で当てはまっている児童生徒氏名を()内に書き出してみましょう。

いじめが起こりやすい・起こっている学級集団	
A 朝いつも誰かの机が曲がっている	()
B 掲示物が破れていたり落書きがあったりする	()
C グループ分けすると特定の子供が残る	()
D グループ学習の際、机と机の間に隙間がある	()
E 些細なことで冷やかしたりするグループがある	()
いじめられている子ども	
◆日常の行動・表情の様子	
① 遅刻・欠席が多くなる	()
② 顔色が悪く、元気がない	()
③ 早退や一人で下校することが増える	()
④ 腹痛など体調不良を訴えて保健室に行きたがる	()
⑤ 下を向いて視線を合わせようとしない	()
⑥ 友人に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする	()
◆授業中・休み時間	
⑦ 発言すると、周囲から冷やかされる	()
⑧ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える	()
⑨ グループ学習の際、机と机の間に隙間がある	()
⑩ 班編成の時孤立しがちである	()
⑪ 教室へいつも遅れて入ってくる	()
⑫ 教職員の近くにいたがる	()
◆昼食・清掃時	
⑬ 食事の量が減ったり、食べなかったりする	()
⑭ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている	()
⑮ 一人で掃除をしている	()
◆その他	
⑯ 持ち物や机、ロッカーに落書きされている	()
⑰ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す	()
⑱ 衣服の汚れや破れが見られる	()
⑲ 手や足に擦り傷やあざがある	()
⑳ けがの状況と本人が言う理由が一致しない	()
いじめている子ども	
ア 家や学校で悪者扱いにされていると思っている	()
イ あからさまに、教職員の機嫌をとる	()
ウ 特定の子供にのみ強い仲間意識を持つ	()
エ グループで行動し、他の子どもに指示を出す	()
オ 他の子どもに対して威嚇する表情をする	()

山形県教育委員会Webページ 山形県いじめ防止基本方針 別冊資料より

参考文献については県教育センターWebページでお知らせしています。
【研修資料・様式のダウンロード】 <http://www.yamagata-c.ed.jp/>

山形県教育センター



よりよい学級経営のために児童生徒支援シート【山形県版】を活用する

いじめ防止対策のための 早期発見・早期対応ハンドブック



児童生徒の
サインに
いち早く気づくために



児童生徒を理解し
適切に
支援するために

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。今、学校・教職員は、いじめについて真剣に向き合い、考え、行動することが強く求められています。

山形県教育センターでは、「いじめ」にかかわる研究を通して、「いじめ防止対策支援プログラム」を開発し、そのポイントをハンドブックとしてまとめました。

本ハンドブックはいじめ早期発見・早期対応の視点から3つの構成としています。

1つ目は、学校や先生がいじめを認知する上で大切にしたいことです。

2つ目は、先生が児童生徒の状況を把握する上で大切にしたいことです。

3つ目は、学校としていじめに組織的に対応する方法についてです。

「早期発見・早期対応ハンドブック」を通して、いじめ防止対策の理解と児童生徒のよりよい支援のあり方について学びます。

山形県教育センター

はじめに

いじめ防止対策は、これまでも学校における最重要課題の一つとして、県や各地域、学校において様々な取り組みが行われてきました。しかしながら、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる可能性は、どこでも起こりうると考えられます。私たちはこれまで以上に危機意識をもって対応する必要があります。また、そういった意識をもってすべての教職員がいじめに対する認識を深め、校長のリーダーシップのもと「学校いじめ防止基本方針」を策定して、実効性のある取り組みを行うことが求められています。

当教育センターは、学校がいじめ防止対策を支援するために、平成26年度より「いじめ防止対策支援プログラム」の研究を行い、「未然防止実践プログラム」「早期発見・早期対応研修プログラム」「保護者と連携を深めるための研修プログラム」の3つを作成しました。

本ハンドブックは、教職員がいじめに対する認知力の向上と組織対応のために、「早期発見・早期対応研修プログラム」の要点をまとめたものです。あわせて、各学校のいじめ防止のための校内研修(OJT)で活用できるようにしました。

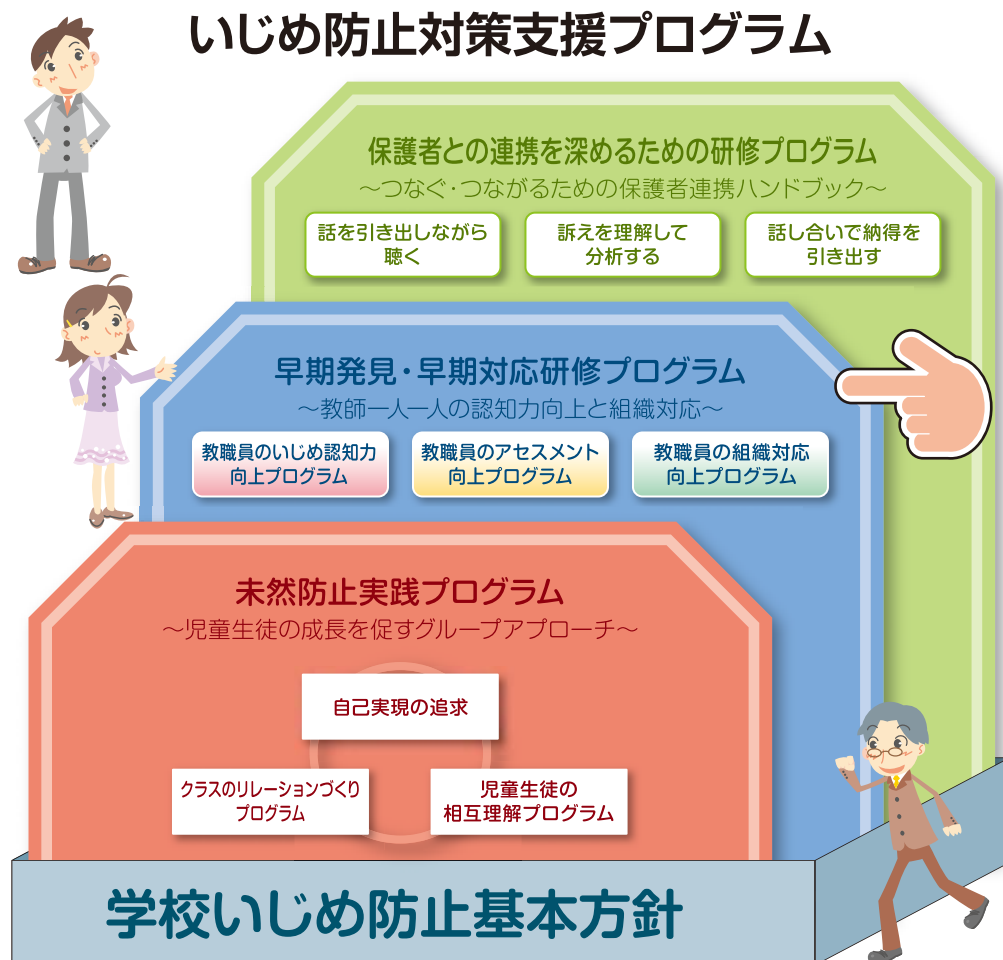
本ハンドブックが、学校において積極的に活用されることにより、児童生徒一人一人が「いのち」を輝やかせ、生き生きとした学校生活を送るようになることを心より祈念します。

平成28年3月

このハンドブックは「早期発見・早期対応研修プログラム」をまとめたものです。



いじめ防止対策支援プログラム



早期発見・早期対応研修プログラム

知っていますか? いじめ防止対策推進法(概要)

第1章 教職員のいじめ認知力向上プログラム

1 いじめの理解

- いじめを正しく理解することによって、いじめの早期発見・早期対応につながります。

演習1 これっていじめなの?

2 いじめの認知

- 早期発見・早期対応には、いじめの「察知」を「認知」へとつなぎ、組織で対応することが必要です。

演習2 いじめを見逃さないために

- いじめの情報は、「客観的事実」と「心理的事実」に分けて整理します。

3 児童生徒が話しやすくなる聴き方

- 児童生徒の思いを受け入れて、よく耳を傾けて聴くことが信頼関係づくりの第一歩です。
- 児童生徒の言葉の裏側を推察して、共感的にかかわります。
- 「開かれた質問」と「閉じられた質問」を使い分けます。

演習3 児童生徒が話しやすい教師

第2章 教職員のアセスメント向上プログラム

1 アセスメントツールの活用

- アセスメントツールを活用して、児童生徒を多面的かつ総合的に解釈し、児童生徒理解につながります。

2 検査結果を活用する際の留意点

- 質問紙検査結果は、実施したその日の結果です。結果を複数の目で検証し、問題があると思われた場合には、即対応することが早期発見・早期対応へとつながります。

3 検査結果の分析

- 検査結果の分析は、学級集団と児童生徒一人一人の現状と課題を「見える化」し、チーム支援につながります。

4 児童生徒支援シート【山形県版】を活用したチーム支援

- いじめを早期発見・早期対応し、児童生徒をどのように支援していくかをチームで検討します。

第3章 教職員の組織対応向上プログラム

1 いじめ解消への組織対応

- いじめ解消に向けて、いじめ被害者といじめ加害者に同時並行で対応します。
- いじめ解消への組織対応は、5つのステージに分けて行います。

2 いじめを認知した際の児童生徒への対応

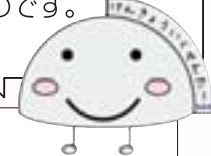
- 表面的・形式的にならないように、いじめ被害児童生徒の心情に寄り添った対応を心がけます。
- いじめ加害児童生徒に対しては、「許されない行為」と「人格」を分けて指導します。
- いじめを自分や学級の問題として捉えさせて指導します。
- 保護者の「思い」を理解して、保護者とつながることを目指します。

知っていますか？ いじめ防止対策推進法（概要）

いじめは、児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

「いじめ防止対策推進法」とは、社会総がかりでいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成25年9月28日より施行されました。

学校に
関係する
主な条文を
まとめた
ものです。
確認してね！



1 総則・基本方針

第2条 いじめの定義

いじめとは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第8条 学校及び学校の教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 主に学校が講じるべき基本的施策

第15条 学校におけるいじめの防止

全ての教育活動を通じた道徳教育・体験的活動等の充実、児童等が自主的に行うものに対する支援、児童等・保護者・教職員への啓発等の措置

第16条 いじめの早期発見のための措置

定期的な調査などいじめを早期に発見するため必要な措置、いじめ相談を行うことができる体制整備

第18条 いじめ防止に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめに関する校内研修の実施など資質の向上に必要な措置を計画的に実施

第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

インターネットを通じて行われるいじめ防止と効果的対処への啓発等の措置

3 いじめ防止等に関する措置

第22条 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

第23条 いじめに対する措置

- ①いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとる。
- ②通報を受けたときや、学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、いじめの事実の有無を確認し、その結果を当該学校の設置者に報告する。
- ③いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童等またその保護者への支援や、いじめを行った児童等への指導又はその保護者への助言を継続的に行う。
- ④必要な場合は、いじめを行った児童等を別室で学習させる等いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにする。
- ⑤いじめの事案に係る情報をいじめを受けた児童等の保護者やいじめを行った児童等の保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講じる。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携して対処し、児童等の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときには直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

4 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校による対処

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害¹が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

1 【いじめ防止等のための基本方針】（平成25年10月11日 文部科学大臣）

●児童生徒が自殺を企図した場合 ●身体に重大な傷害を負った場合
●金品等に重大な被害を被った場合 ●精神性の疾患を発症した場合 など

第1章 教職員のいじめ認知力向上プログラム

1 いじめの理解



いじめを正しく理解することによって、
いじめの早期発見・早期対応につながります。

いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ▶ 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

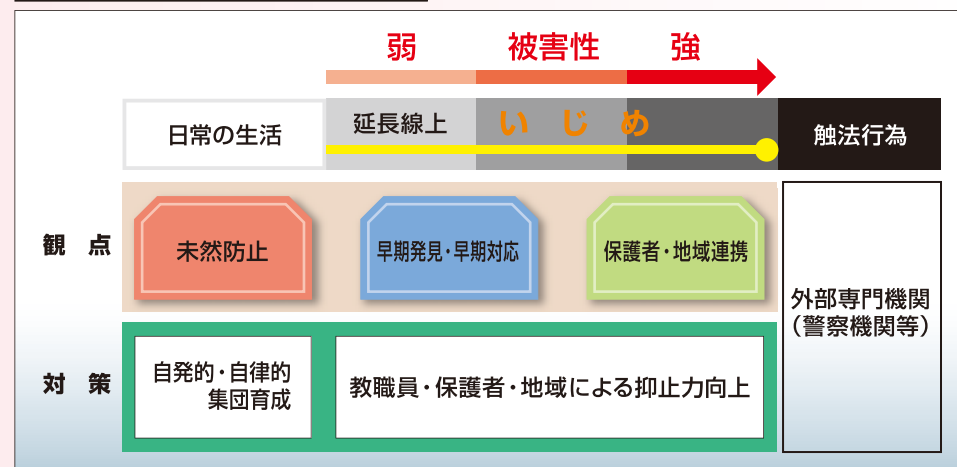
個々の行為が、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

いじめは日常の生活の延長線上にあらわれます。

いじめは日常の生活の延長線上（)にあらわれます。一定の人的関係内で、ひやかし・冗談などがあっても、相手が苦痛と感じていなければ、いじめとはならないかも知れません。しかし、苦痛には個人差があり、外見から判断するには困難な場合があります。些細なことであっても、特定の対象者が苦痛を感じるような行為によって、これまでの人的関係が崩れ、いじめになることもあります。

もし、いじめ行為を抑止する力が働かなければ、いじめ被害は深刻化し重大事態へと近づいていきます。

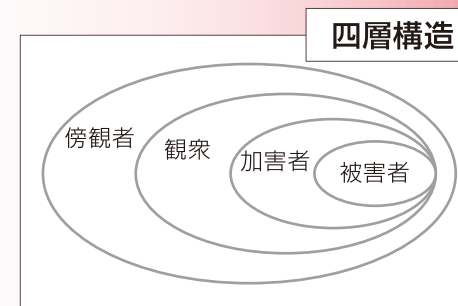
いじめ問題と対策上の観点



森田洋司（2010）『いじめとは何か』中公新書を参考に作成

いじめの構造

いじめは、いじめをする加害者と、いじめを受ける被害者だけの間で起きるのではなく、いじめ行為を助長する観衆と被害者になることを恐れ、見て見ぬふりをする傍観者の四層構造（「いじめとは何か」森田洋司）の中で行われます。



いじめを防止するためには、加害者と被害者だけの個人指導ではなく、一人一人の児童生徒が、自己肯定感や自己有用感を得られる集団づくりを意図的、計画的に実施していくことが必要です。

演習1 これって、いじめなの？

事例について、次の観点から検討してみましょう。

▶【事例1】

- ・Aさんの隣のBさんは忘れ物が多く、Aさんから消しゴムを借りたり、教科書を見せてもらったりしている。
- ・Bさんは借りたものを忘れたり、無くしたりする。
- ・Aさんはそのたびに①注意するが、なかなかBさんは直そうとしない。
- ・AさんはそんなBさんを嫌になり、②陰口を言ったり無視をするようになり、ついに学級の他の人にも呼びかけて、③Bさんを仲間はずれにするようになった。
- ・それでも、BさんはAさんに物を借りようとしたので、ついに④Aさんは怒ってBさんを殴ってしまった。



観点1 事例におけるAさんの①②③④の行為は、どこからいじめにあたりますか？

観点2 事例におけるAさんを加害者にしないためには、①②③④の行為のどの段階で介入しますか？

事例を検討する上での視点

この事例は、AさんとBさんとの軋轢^{あつれき}が発端と思われます。しかし、行為自体（②③④）は法的にいじめです。①の時点で教師が介入すれば、②③④の行為を防ぐことができるかもしれません。

行為を表面的・形式的に判断することなく、事実を多面的に捉え、安易に加害者、被害者を生まない丁寧な対応が必要です。

【参照】

いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応する必要がある。（『いじめ防止等のための基本方針』）より

2 いじめの認知



早期発見・早期対応には、いじめの「察知」を「認知」へとつなぎ、組織で対応することが必要です。

「察知」と「認知」

「察知」とは、教師がすべての学校教育活動を通じて、児童生徒の些細な変化から推測することです。

「認知」とは、今、児童生徒の身に起きている事実から児童生徒の心に共感し、心身の苦痛を真摯に受け止めることです。

演習2 いじめを見逃さないために

次の事例は、いじめを早期発見・早期対応することができなかった事例です。①②③について、問題と思われる対応と望ましい対応について考えてみましょう。

▶【事例2】

- ①Cさんは静かで目立たない存在だった。担任は、授業中にCさんの些細な失敗に不自然な笑いをしている生徒と、見て見ぬふりをする学級内の冷めた雰囲気が気にはなったが、授業の遅れもあってそのまま進めた。
- ②2学期に入り、Cさんは、授業中や休み時間に体調不良で保健室に行くことが多くなった。欠席も断続的にあったが、無断で欠席することはなかった。
- ③ある日、保護者から学校へ行きたがらないCさんを心配し、担任に「学校で何かあったのではないかと、尋ねる電話があったが、担任は、「とくに思い当るところはないので、しばらく様子を見ます」と返答した。



数日後、Cさんの保護者が、糊付けされた教科書と破れた体育着を持って来校し、直接、校長への面会を求めた。

演習の検討例

- ①担任は、児童生徒がお互いの個性を認め合い、安心して活動ができるよう、学級経営に取り組むことが必要です。学校は、担任任せにするのではなく、教育活動全体を通して学級づくりを支援することが大切です。
- ②養護教諭と連携することができていれば、Cさんの身に起きている事実を察知することができたかもしれません。さらに、欠席の連絡を受けた機会を活かして、家庭でのCさんの様子を伺い知ることができたかもしれません。
- ③娘を心配する保護者の心情に共感できれば、より多面的なCさんの情報を把握でき、保護者から担任への不信任感も生まれなかったかもしれません。etc…



いじめの情報は、「客観的事実」と「心理的事実」に分けて整理します。

本人や保護者からの相談や、調査（いじめに関する保護者アンケート）等で把握した情報を速やかに共有し組織で対応します。

①情報の記録

些細な異変を察知した時点、保護者や児童生徒から相談があった時点で「語られた事実」や情報を正確に記録します。

②上司に報告

現段階で「わかっていないこと」「まだわからないこと」を分けて時系列で整理し、記録に即して上司に報告します。

③事実の確認

特に「まだわからないこと」については、複数の教師で迅速に情報を収集し、事実の確認をします。

第3章へ

情報を正確に記録する

チェックリスト等を活用し、主観的判断や個人の感想を排した、簡潔明瞭な文章で、過不足なく客観的な情報（「客観的事実」）を記録します。時間の経過とともに、思いや感情などの心理的な情報（「心理的事実」）と混同してしまったり、話が歪曲してしまったりすることがないように注意します。「いつ」「どこで」「誰に」「何が起こったか」を、5W1Hを中心に時系列で記録します。

上司に報告

上司への報告や、教職員間で情報を共有するために、その時点で「わかっていないこと」「まだわからないこと」を整理して記録・報告します。



事実の確認

新しい情報が得られたときや、それについて何らかの対応をしたときには、その都度、こまめに記録を残すようにします。

いじめに関する保護者アンケート（架空事例）

児童生徒 ○年△組（男・女） 保護者氏名 山形 花子

（※ 氏名の記入に支障がある場合は、記入の必要はありません。）

《いじめの例》

（1）声やかきれる・からかわれる （2）仲間はずれにされる・無視される
 （3）叩かれる・蹴られる （4）食品をたかられる （5）持ち物を隠される・壊される
 （6）嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理にさせられたりする
 （7）パソコンや携帯電話等を渡って、悪口や嫌なことをされる （8）その他

※ 自分ではふざけたつもり、遊びや仲のつもりでも、上に書いてあるようなことをして、周りに悪影響を与えたり、被害を及ぼすことになったりしている場合があります。

ここに1～2ヶ月のお子さんのことについて伺います。

1 あなたのお子さんは、上記の例に示されているような行為を受けている（受けている）。

①～③の中で、該当するものに○をつけてください。また、該当がわかれば、内に記入してください。

① あてはまる ② あてはまらない ③ わからない

一緒に登校しているお友達に、ランドセルを後ろから押されて転倒しようになった。

2 お子さんの様子を見たり、お子さんとお話をして、いじめ等の悩みや気になること、学校への要望等がありましたら記入してください。

危険な行為だと思っています。

学校での指導を早期にお願いします。

【山形県いじめ防止基本方針】
 （10 別冊資料 いじめに関する保護者アンケート）

3 児童生徒が話しやすくなる聴き方



児童生徒の思いを受け入れて、よく耳を傾けて
聴くことが信頼関係づくりの第一歩です。

児童生徒にどう映っているのかを考えて聴く

まず、「あなたの話を聴きます。」というメッセージを態度で表すことが重要です。例えば、教師が腕組みや足組みをしながら話を聴いたり、度々腕時計を見たりすることは、児童生徒から高圧的な態度、相談よりも終了時刻を気にするしぐさと受け止められる懸念があります。相手の目になって、自分の態度が相手にどのように映っているかという点に配慮していきたいものです。



写真はイメージです

児童生徒の話を共感的に聴く

うなずきや相づちを入れながら、児童生徒が話す内容をありのままに聴きます。過去の経験から得た知識や価値観といった先入観をもって途中で安易に判断したりせず、最後まで聴くように努めます。ときには、児童生徒の言葉をそのまま繰り返し（エコー）たり、「そうなんだ。」「そうだね。」と支持することによって児童生徒は話しやすくなります。



児童生徒の言葉の裏側を推察して、共感的に
かかります。

ねぎらいといたわりの言葉をかける

話を始めるにあたり、目の前の児童生徒の気持ちに合わせて「話してくれてありがとう。」などと言葉をかけたいものです。また、言葉だけではなく態度で伝えることも忘れてはいけません。児童生徒から話を持ちかけられた時は、「あなたと話ができてよかった。」と返すことで、児童生徒は、勇気を出して先生に相談してよかったと感じるでしょう。



写真はイメージです

いいところを探して伝える

児童生徒の言動から、いいところを探そうとすることが、共感的なかわりを生むと考えられます。例えば、児童生徒から「自分はダメな人間だ。」と語られたとき、「自分に対して厳しいんだね。」と、児童生徒の思いに寄り添った言葉を伝えることができます。

短所を長所に置き換えて伝える

例えば、「私は要求を断れない弱い人間だ。」と、自分をマイナスイメージで語る児童生徒の真意は、どこにあるのでしょうか。「要求を断れない弱い児童生徒」というとらえ方を「仲間を大切にできる優しい児童生徒」と、置き換えてとらえることによって、児童生徒自身の見る目を変え、児童生徒の行動の変化を期待することができます。

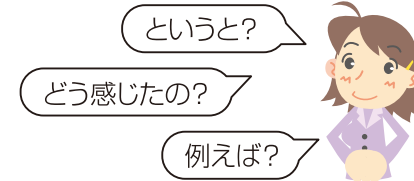


「開かれた質問」と「閉じられた質問」を
使い分けます。

教師は児童生徒と話をしていく上で、2種類の質問の特徴をよく理解し、質問を使い分けることによって、児童生徒の話を引き出すことができます。

開かれた質問

「はい」「いいえ」やひと言で答えることのできない質問ならば、話題が広がります。ただし、「どうして?」や「なぜ?」は児童生徒が責められているように感じる場合もあります。



閉じられた質問

答えが限定される質問のことです。一問一答で答えやすいですが、話が途絶えがちです。



演習3 児童生徒が話しやすい教師

聴き手の態度と質問の仕方、「話しやすさ」や「話の広がり」が異なることを体験してみましょう。

- ①ペアで「話し手」と「聴き手」に分かれる
- ②話し手：「私のお気に入り」を1分間話す。
聴き手：話し手の話に合わせて【パターン1】
・やわらかく豊かな表情で聴く
・相づちやうなずきを繰り返しながら聴く
・話し手の言葉で返す
- ③話し手：「私のお気に入り」を引き続き1分間話す。
聴き手：話し手の話に合わせて【パターン2】
・開かれた質問
「～という?」「どんな感じ?」「例えば?」
「もう少し詳しく教えて?」「他には?」など
・閉じられた質問
「いつ頃?」「月何回?」(日時・回数・数字など)
「どこで?」「なんという名前?」(場所・固有名詞など)

《役割交代》

④感想の交流



第2章 教職員のアセスメント向上プログラム

1 アセスメントツールの活用



アセスメントツールを活用して、児童生徒を多面的かつ総合的に解釈し、児童生徒理解につなぎます。

児童生徒のさまざまな情報を収集する方法として「観察法」「面接法」「質問紙調査法」「検査法」などがあります。その中で、学校では、日常的な観察や個人面接とともに、比較的短時間に多数の児童生徒の実態を把握する質問紙調査法を活用することが多くなりました。

質問紙調査法には、学校が必要に応じて作成する質問用紙と既存のものがあります。なるべく妥当性と信頼性が確かめられた質問紙（アセスメントツール）を活用することで有効性が高まります。例えば、本県の多くの学校で実施されている「hyper-QU」「Q-U」（河村茂雄）、「アセス」（栗原慎二）等があります。

コラム

アセスメントツールの特徴

本県の多くの学校で実施されている2つのアセスメントツールの特徴を紹介します。

「hyper-QU」「Q-U」（河村茂雄）

学校生活における生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定するものです。

「学級満足度尺度」と「学校生活意欲尺度」から構成され15分程度の短時間で実施することができます。

「アセス」（栗原慎二）

学校適応感理論をもとに、大きく「生活満足感」「学習的適応」「対人的適応（教師サポート、友人サポート、向社会的スキル、非侵害的関係）」の3つの観点から学校適応感をとらえることができる質問紙によって測定するものです。

学校の実情に合わせてアセスメントツールを効果的に活用します。



2 検査結果を活用する際の留意点



質問紙検査結果は、実施したその日の結果です。結果を複数の目で検証し、問題があると思われた場合には、即対応することが早期発見・早期対応へとつなぎます。

アセスメントツール（Q-U等）による結果は、児童生徒が検査した日、あるいは検査した日までの間に「感じている」「感じた」事実にもとづいて答えたものです。時間が経過した結果から教師が深刻な問題に気づいたとしても、すでにその問題はより深刻な事態に進んでいるかもしれません。

児童生徒の笑顔の陰に隠された心身の苦痛や悩み等を深刻化させないためにも、検査終了後に、児童生徒の回答（声）を検証することによって早期発見・早期対応へとつなぎます。



3 検査結果の分析



検査結果の分析は、学級集団と児童生徒一人一人の現状と課題を「見える化」し、チーム支援につなぎます。

アセスメントツール（Q-U等）結果をもとに、個別に支援を必要とすると思われる児童生徒に対して、**児童生徒支援シート【山形県版】**（次頁参照）を作成します。

児童生徒一人一人の現状や抱える課題等を「見える化」することで、複数の教職員で具体的な支援内容を検討し、チームで実践します。

コラム

「Q-U」結果からわかること

- 1 個人についての情報
 - (1) 一人一人の子どもの学級生活の満足度
 - (2) 一人一人の子どもの学級生活における意欲
- 2 学級集団についての情報
 - (1) 学級集団としての成熟の状態（子どもたちの満足度の分布状況）
 - (2) 学級集団の雰囲気（子どもたちの意欲の分布状況）
- 3 学級集団における子どもたちの相対的位置
 - (1) 学級生活の満足度に関する子どもたちの相対的位置
 - (2) 学校生活の意欲に関する子どもたちの相対的位置

河村茂雄（2006）『学級づくりのためのQ-U入門』図書文化社より

4 児童生徒支援シート【山形県版】を活用した チーム支援



いじめを早期発見・早期対応し、児童生徒をどのように支援していくかをチームで検討します。

児童生徒支援シート【山形県版】は山形県教育センターWebページよりダウンロードできます。



アセスメントツール結果をもとに、担任をはじめ複数の教職員が、児童生徒の学校生活状況に関する情報を共有します。

hyper-QU・Q-Uを活用した児童生徒支援シート <高校>

記入例 (架空の児童生徒のものです。)

クラス	1 年 △ 組
QU検査実施日	平成*年*月△日
アセスメント実施日	平成*年*月△日
出席番号	**
生徒氏名	山形 太郎
群	不満足
友人関係	友人関係
学習意欲	学習意欲
教師関係	教師関係
学級関係	学級関係
進路関係	進路関係

【検査結果】(hyper-QU、Q-U)から生徒個人結果を抽出します
本人の援助資源になるとと思われる項目にはイエローマーク。

基本情報

生徒に関する基本情報【クラス委員・所属クラブ・成績・家族構成・親しい友人】

- ・クラス委員：図書委員・部活動：吹奏楽・成績：得意科目 理科系、定期試験ではクラス上位。
- ・家族構成：父（47歳）、母（42歳）、姉（17歳）、弟（11歳）の5人家族。
- ・本人の病欠等の理由で学校に遅刻や欠席する際には、学校へ連絡を入れるなど、比較的学校の協力的な家庭。

【担任から見た生徒像】

- ・授業での発言は多くはないが、課題や提出物等の取り組みは良い。
- ・卒業後の進路について、本人は大学進学を希望しているが、両親は公務員になって欲しいと考えている。
- ・責任感もあり、安心して任せることができる生徒。担任としては、今後生徒会役員の候補者の一人と考えている。現状の課題や抱える悩みなどに関して検討し支援していくことで、本人の力を発揮させ自己有用感を高めさせたい。

II 学級満足度尺度結果

侵害行為認知群	満足群
不満足群	非承認群

III ソーシャルスキル結果

配慮	かわり
----	-----

IV 【学校生活意欲について】 回答番号に○印

友人について	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
友人は必要だと思																				
学習について	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
得意な教科や好きな教科がある																				
教師との関係	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
担任との関係は良好だ																				
学校について	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
クラス活動に積極的である																				
進路について	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
将来への夢や希望はある																				
友人と将来について話すことがある																				

V 【承認得点(リレーション)】 回答番号に○印

承認感	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
友人との関係										
学習について										
教師との関係										
学校について										
進路について										

【被害得点(ルール)】 回答番号に○印

被害害感	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
被害害感										
被害害感										
被害害感										
被害害感										
被害害感										
被害害感										
被害害感										
被害害感										
被害害感										

VI 【悩みについて】 1…とくに悩んでいない 2…悩んでいる 3…とても悩んでいる

悩みにについて	1	2	3	4	5	6	7	8
学習の悩み								
友人関係の悩み								
将来についての悩み								
学校生活の悩み								
家庭についての悩み								
健康についての悩み								
情緒面の悩み								
容姿についての悩み								

【悩みにについて】 1…とくに悩んでいない 2…悩んでいる 3…とても悩んでいる

悩みにについて	9	10	11	12	13
性別についての悩み					
異性や性についての悩み					
金銭面についての悩み					
精神面についての悩み					
生きる意味についての悩み					

アセスメント

アセスメントメンバー

学年主任
担任
養護教諭
教科担任(国語)
教科担任(数学)
教科担任(体育)
部顧問(吹奏楽)

長期目標

本人が生きていく学校生活を送ることができる。

担任が取り組む支援

<短期目標>	<実施時期>	<支援方法・内容>
クラス内での承認感を高める	10月～12月	授業でのグループワーク時における参加の様子に注目しながら、適宜に討議内容を発表する機会等を意図的に与え、グループ内および学級内での承認感を徐々に高めさせたい。
本人への期待感を伝える	10月中旬	生徒会執行部の交代の時期である。本人の気持ちを第一にしながらも、担任としては、生徒会執行部役員として活躍を期待したいことを面談を通して伝えたい。

チームで取り組む支援

<担当者>	<短期目標>	<実施時期>	<支援方法・内容>
学年主任	本人との関係づくり	10月～12月	生徒の様子を学年で継続的に情報共有し支援したい。意図的に機会をつくり、本人への声がけをしていきたい。
養護教諭	悩みへの支援	10月～11月中旬	本人は清掃割り当てにはなっていない。清掃当番の機会を捉え、本人への声がけを行っていく。
部顧問	帰属意識の確認	10月～11月	部としての目標を設定するとともに各委員の責任と役割を再確認させる機会を設けたい。必要に応じて、部員との面談も行いたい。
生徒部	担任との連携	10月中旬～	新生徒会役員組織づくりに向けて本人の役割を検討する。

hyper-QU、Q-Uは河村茂雄氏の著作物です。本シートに関する責任は山形県教育センターにあります。

チームで児童生徒の支援をするために

【児童生徒をアセスメント】
客観的に情報をもとに児童生徒の学級生活の満足度と意欲・充実感等を推察します。

【担任が取り組む支援】
推察した児童生徒に取り組む支援計画します。

支援
生徒に担任が検討・作成

【チームで取り組む支援】
推察した児童生徒に複数の教職員（チーム）が取り組む支援計画を検討・作成します。



シートの作成手順

(1) 児童生徒の **基本情報** や、担任から観た日頃の児童生徒像等について支援に必要な内容を記入します。

最終頁「チェックリスト」参照

(2) チーム支援を必要とする、児童生徒に関して次の情報をアセスメントツール(Q-U等)より抽出します。

- I ②学校生活プロフィール
- II ①結果のまとめ
- III ④ソーシャルスキルのまとめ

hyperのみ

IV ③-Aやる気のあるクラスをつくるためのアンケート

V ③-Bいざこちのよいクラスにするためのアンケート

VI ③-D悩みに関するアンケート

高校版hyperのみ

*小学校版(4年から6年)及び中学校版は、③-C行動を振り返るアンケートを使用します。

第3章 教職員の組織対応向上プログラム

1 いじめ解消への組織対応

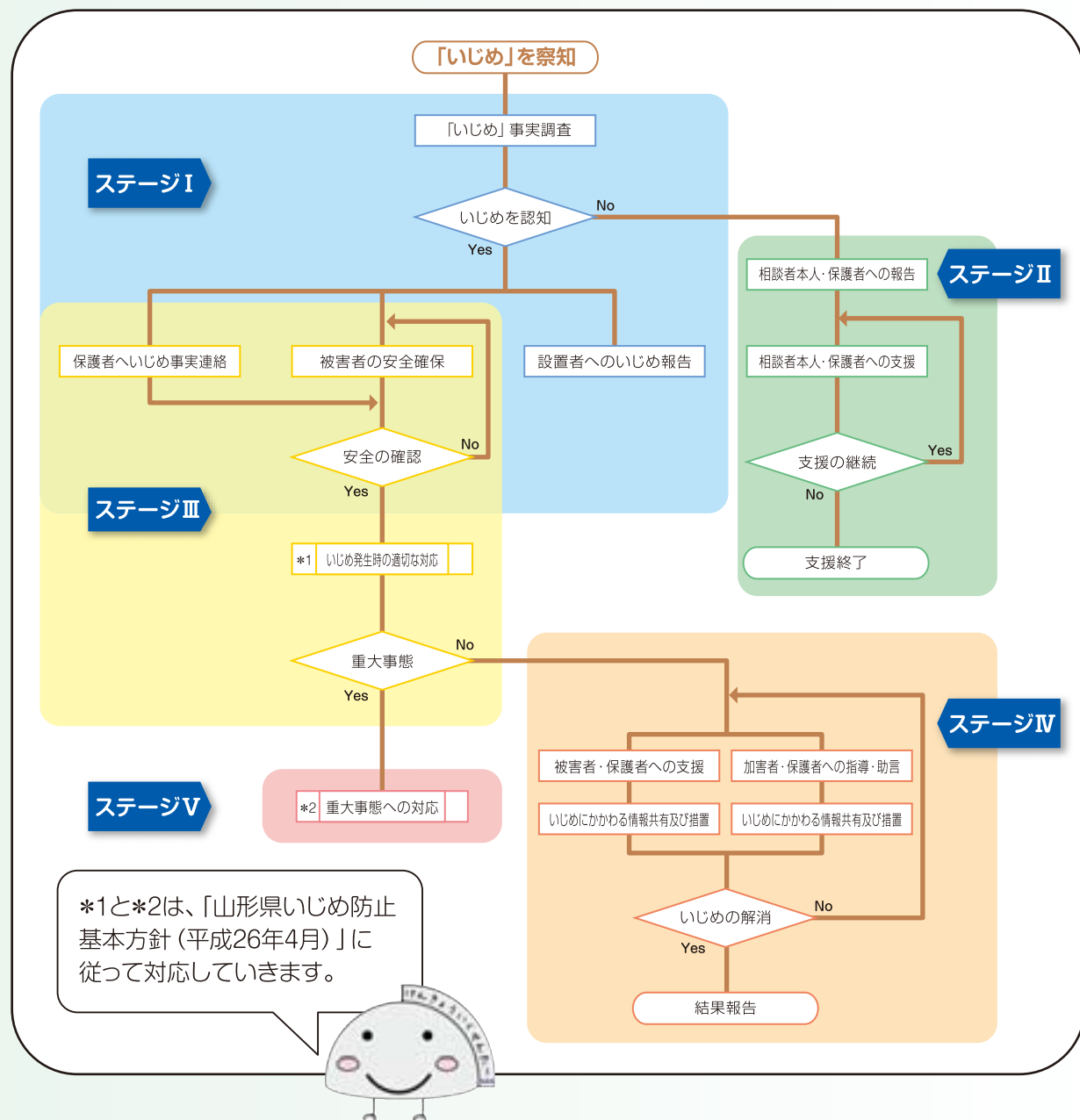


いじめ解消に向けて、
いじめ被害者といじめ加害者に同時並行で対応します。

いじめに対する基本的な組織対応の流れ

いじめ等を「察知」あるいは保護者等からの相談や連絡があった場合は、学校は校長のリーダーシップのもと、いじめ防止等の対策のための組織が主となって対応します。いじめ被害児童生徒及びその保護者、いじめ加害児童生徒及びその保護者、さらには関係者（学級・部活動等）に対して、同時並行して組織的に対応することが必要になります。

フローチャート（下図）をもとに、いじめが起こった時に取り組むべきことについて、学校で作成した『いじめ防止基本方針』にもとづき、日頃から検証することが大切です。



いじめ解消への組織対応は、5つのステージに分けて行います。

ステージⅠ

いじめ等を「察知」した場合、速やかに事実の調査を行い、収集した情報をもとに正確な実態把握を行います。

- ①いじめ防止等の対策のための組織が中心となって、いじめに関する事実調査を進めるとともに、収集した情報をもとに実態把握を行います。
*もし、「重大事態」が想定される場合には、設置者（当該の教育委員会等）に事前に相談します。
- ②校長のリーダーシップのもと、「察知」したいじめ等について組織として「認知」し、今後の対応方針を決定します。
- ③校長は、責任を持って、いじめに関する調査結果を設置者（当該の教育委員会等）に報告します。

ステージⅡ

いじめを「認知」できない場合でも、訴えた児童生徒・保護者の援助希求に寄り添って、丁寧な対応を行います。

- ①心身の苦痛を感じた児童生徒及び保護者等の話を十分に傾聴した上で、学校が事実について調査した内容を伝えます。
- ②事後も、保護者、外部機関との連携を図りながら継続的に児童生徒への支援を行います。

ステージⅢ

いじめを「認知」した場合、直ちに、いじめ被害児童生徒の安全を確保し、継続的に安全確認を行います。

- ①いじめ被害児童生徒の安全確認を直に行い、いじめの事実を保護者に連絡をします。
- ②校長のリーダーシップのもと、『学校いじめ防止基本方針』及び『山形県いじめ防止基本方針』にもとづき、対応します。

ステージⅣ

いじめ被害児童生徒・保護者への支援といじめ加害児童生徒・保護者への指導・助言は並行して行い、常に組織で対応します。

- ①いじめの解消に向けて対応する際は、いじめ被害児童生徒及びその保護者への対応と、いじめ加害児童生徒及びその保護者への対応を同時並行して組織で進めます。学校は、これに関する情報を全教職員で共有し、今後の対応や方針についての共通理解を図ります。
*いじめを認知した際の児童生徒への対応のポイントは、次頁「2 いじめを認知した際の児童生徒への対応」を参照してください。
- ②いじめ被害児童生徒の保護者と、いじめ加害児童生徒の保護者との間で、いじめにかかわる情報を共有するための措置を講じます。

ステージⅤ

『学校いじめ防止基本方針』及び『山形県いじめ防止基本方針』にある「重大事態への対応」にもとづき迅速に対応します。

いじめ防止対策推進法第28条に従い、学校または教育委員会のどちらかが、いじめ調査・報告のための組織を構成し速やかに対応します。

2 いじめを認知した際の児童生徒への対応



表面的・形式的にならないように、
いじめ被害児童生徒の心情に寄り添った対応を心がけます。

いじめ被害者への対応

①訴えを丁寧に聴き、事実を正確に把握します。

いじめ被害を受けた児童生徒の立場に立って、その心情（孤立・怯え・絶望等）をよく理解して対応します。被害者との信頼関係が十分にできた上で、「いつごろから」「誰に」「どんなふうにいじめられたか」など、その辛さや苦しさを共有しながら真摯に聴き取ります。また、仕返しなどの不安感の除去に努めます。

②心情面に寄り添いながら、安全・安心な環境を提供します。

「いじめられた児童生徒にも問題がある」という考えは、決して持つてはいけません。児童生徒の良き理解者として温かく包み込む姿勢で、児童生徒とかかわります。安全・安心な存在として認識してもらえるまで、決して目を離さずに援助していきます。



いじめ加害児童生徒に対しては、
「許されない行為」と「人格」を分けて指導します。

いじめ加害者への指導

①毅然とした態度で指導します。

いじめは、人として許されない行為で、社会の規範に外れることであると毅然とした態度で指導します。留意点として、いじめを行った事実と児童生徒の人格を区別して指導を行います。

②相手に与えた心の痛みを気づかせます。

いじめ被害児童生徒の心の痛みを気づかせながら、いじめ加害児童生徒の内面を理解して粘り強く指導します。

③いじめが起きないように根気よくかわり続けます。

謝罪や責任を形式的に問うことに主眼に置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の成長に主眼を置いて、根気よくかわり続けます。

コラム

いじめ加害者の 内面に潜むもの

- 対人関係の未熟さ
- 自己存在感がもてない不満
- ストレスを解消できない不満
- 自己表現の乏しさ etc…



いじめ加害者の
心の内を理解した上で、
自己の行為の誤りに
気づかせる指導が
必要です。



いじめを自分や学級の問題として捉えさせて指導します。

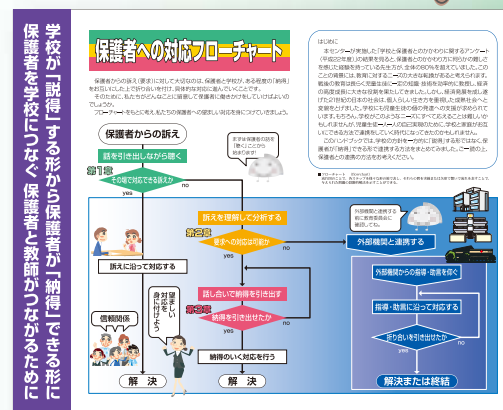
いじめの「観衆」や「傍観者」への指導

自分の問題として捉えさせるために、いじめ被害児童生徒の苦しい気持ちを理解させる機会を作ります。一人一人が具体的な行為について、どのように受け止めたらよいのかを考えさせたり、話し合わせたりしながら、正しいことは勇気をもって行動できるよう指導します。見て見ぬふりをすることは、いじめ行為に通じることを伝え、いじめに向かわない集団づくりを目指します。



保護者の「思い」を理解して、
保護者とつながることを目指します。

「保護者連携ハンドブック」を参照ください。



コラム

コップの水

コップの水をあふれさせない、
支え合える人間関係を
目指した集団づくりが重要です。



誰にも心の中にコップがあります。その大きさは人によって違います。いやなことがあると、このコップの中に少しずつ水がたまっていきます。いじめに限らず、自殺をする人の多くは、このコップの水があふれるようにして死を選ぶと言います。もしも、目の前の友達のコップの水がいっぱいだったら、それをあふれさせるには、一滴の水があればいい。「一滴の水」とは、簡単な嫌がらせや悪口のことです。

もしかしたら、その一滴が、最後のひとしずくになるかもしれません。



弁護士 平尾 潔氏の言葉より
(参考) 平尾 潔 2009 『いじめで誰かが死ぬ前に』岩崎書店